

## 中庭通路を車両通行止めとします

当マンションの駐車場舗装工事がようやく終わりました。長くご不便をおかけいたしました。皆様方のご協力に深く感謝申し上げます。

住民に移動をお願いする車や工事作業員の車等を中庭に駐車させる必要がなくなりましたので、中庭を通行する住民(特に高齢者や子供)の安全確保のため、通行できる車両を制限いたします。

ダメ!!



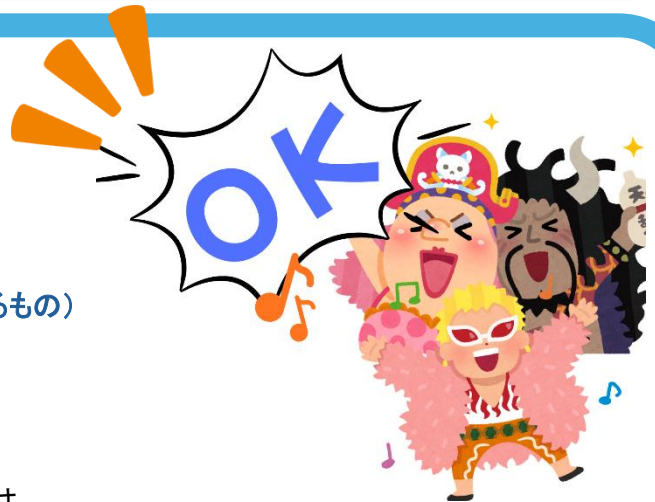
### 【通行禁止車両】

自動車、バイク、モペット、電動キックボード等

### 【通行可能車両】

- 自転車、電動アシスト自転車  
(後部に子供用席または荷台のあるもの)
- シニアカー  
(三輪、四輪とも高齢者または医療用に用いるもの)
- キックバイク(幼児用)
- キックボード(電動のものは不可)

※上記以外の車両が中庭通路を走行する場合は、  
管理センターに申請し、通行可否の判断を受けてください。



工事用車両は通路上で荷下ろし終了後、管理センターから指示されたC棟前の空き駐車区画に駐車するものとします。

郵便配達、配送サービス、ディサービス(通所介護)等の車両は正面玄関の管理用区画に停車するものとします。

引越業者の車両は管理センターの指示に従い駐車するものとします。

ご不明な点、ご質問がありましたら、管理センターにお問い合わせください。